平成２１年（フ）第４９５８号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目19番２―602号
債務者　清水　正子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６３号
大阪府枚方市長尾元町５丁目15番６―1305号
債務者　河崎　純子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９７８号
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津308号
債務者　南　真二郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８５号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目１番25―104号
債務者　前川　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９０号
大阪市中央区糸屋町２丁目３番23号
債務者　中西　正記
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６０号
大阪府大東市浜町12番18号　コアスターレ阪奈301号、住民票上の住所大阪府門真市岸和田２丁目３番34―305号
債務者　福田　浩子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６７号
大阪市住吉区遠里小野７丁目６番29―604号
債務者　峯川　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６８号
大阪市住吉区遠里小野７丁目６番29―604号
債務者　峯川　武広
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６９号
大阪府箕面市箕面５丁目14番60号
債務者　平馬　照美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７０号
大阪市城東区今福南１丁目６番28号
債務者　森田　愛子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８４号
大阪府高槻市淀の原町25番２号
債務者　吉田　三博
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８７号
大阪市浪速区恵美須東３丁目５番８号コーポサン501号
債務者　濱岸　明美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９１号
大阪市平野区平野東４丁目７番９号
債務者　田村　裕一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５１号
大阪府河内長野市南花台５丁目18番13号
債務者　福山　幸男（旧姓諏訪）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
堺市西区山田２丁94番地７　２棟1002号、前住所堺市中区八田北町10番地31　19棟303号
債務者　盛武貴美枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
大阪府松原市北新町１丁目12番21号
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
堺市西区山田２丁78番地６
債務者　ＯＫ自動車解体こと　村田　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
堺市西区鳳中町２丁23番地150
債務者　徳増　彰浩
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

第明治三二十種五郵便年三月物三十一認可日